

受注型企画旅行 海外旅行条件書

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株) インテレクト（以下「当社」という）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
お客様は当社と受注型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は受注型企画旅行企画書に明示する他、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）及び当社旅行業約款・受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。当書面は共通する旅行条件を説明するものであり、各旅行の条件は企画書（見積書）やご旅行条件書に記載します。
- (3) 当旅行条件書に記載のない事項につきましては、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。
- (4) 当社は、お客様から依頼があったときは、お客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を記載した企画書・ご旅行日程表及び旅行条件書（あわせて、以下「企画書面」といいます）を交付します。
- (5) 当社は企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）を明示することがあります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立

- (1) 当社がお客様に交付した企画書面内容に関し旅行契約を申し込もうとのお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行申込みを受付することがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申し込み時点で未成年の方は、保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (2) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに

応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

- (3) 特に注釈がない限り、こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満のお子様に応用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2才未満で航空座席および客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。

4. 旅行代金のお支払

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降のお申込みの場合は、お申込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 参加されるお客様のうち特に注釈のない限り、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満2歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

5. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金（特に注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用）。
- (2) 旅行日程に明示した宿泊料金、食事料金およびそれらに伴う税・サービス料金。
- (3) 旅行日程に明示した観光料金（ガイド料金、入場料、等）
- (4) 添乗員同行コースの添乗員同行費用。

※上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

- (1) ご希望者のみ参加されるオプションツアーの代金。
- (2) 旅行日程中の「自由行動」等となっている区間の観光料金、交通費。
- (3) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

7. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送機関等のサービス提出の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の受注型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

8. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済状態の変化等により、通常想定される程度を大幅を超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときには、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 第7項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加又は減少したときには、当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

9. お客様の交替

- (1) お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）
- (2) 契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。
- (3) 当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。この場合お客様は、次項により当社との旅行契約を解除し、契約上の地位を譲り渡そうとしたお客様は、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

10. お客様による旅行契約の解除

（旅行開始前の解除）

- (1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。なお、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。

変更・取消日	変更・取消料
下記以外	企画料金相当額
30日前～3日前	旅行費用の20%
2日前～当日	旅行費用の50%
旅行開始後	旅行費用の100%

- (2) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a: 第7項に基づく旅行契約内容の変更のとき。
 - b: 第8項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d: 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

（旅行開始後の解除）

- (3) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (4) お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

11. 当社による旅行契約の解除及び催行の中止

（旅行開始前の解除）

- (1) お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。その場合、第10項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a: お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - b: お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - c: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由

により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- (3) 旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a: お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
 - b: お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等や、これらの者または同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c: 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (4) 当社が本項(3)により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、または、これから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。
- (5) 当社は、本項(3)の a、c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

12. 添乗員

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- (2) 添乗員が同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身にて行っていただきます。
- (3) 添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (4) 添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要となりますので、お客様のご理解とご高配をお願い申し上げます。

13. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。
- a: 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b: 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - c: 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d: 自由行動中の事故
 - e: 食中毒
 - f: 盗難
 - g: 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の翌日から起算して14日以

内に当社に対して申し出があった場合に限り、おひとり様 15 万円を限度として賠償します。

14. 特別補償

- (1) 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、受注型企画旅行約款の特別補償規定により、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金又は見舞金を支払います。但し、お客様の故意、酒酔い運転、疾病又は自由行動中の危険な運転(ハングライダー・スカイダイビング・スノーモービル等)に起因する場合はこの限りではありません。
- (2) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第13項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものいたします。
- (3) 旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けない日に生じた事故及びお客様が被った損害には特別補償規定による補償金及び見舞金の支払いはされません。

15. 旅程保証

- (1) 当社は、下記表の左欄に掲げる重要な変更(次に掲げる変更を除きます)及び運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更が行われた場合は、旅行代金に記載の率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

	変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1.0	2.0

注1. 「旅行開始前」とは、変更事項について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について一件として取り扱います。

注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は一泊につき一件として取り扱います。

注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用し

ません。

注 5. 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注 6. 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず第 9 号によります。

(2) 次に掲げる事由による変更は除きます。

- a: 天災地変
- b: 戦乱
- c: 暴動
- d: 官公署の命令
- e: 運送・宿泊機関のサービス提供の中止
- f: 当社の運行計画によらない運送サービスの提供
- g: 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

16. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しする企画書面（契約書面の一部）に明示した日となります。

17. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表（確定書面）でお知らせする連絡先にご通知下さい。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい。

18. 海外旅行保険について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

19. その他の注意事項

- (1) ご参加のお客様は、指定の集合時間・場所へお集まりください。定刻に集合されない場合は、無連絡不参加とみなしバスは出発をいたします。又、それ以降の交通等の手配はできかねる場合もございますので、ご了承ください。
- (2) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じてても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (3) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (4) お客様に受注型企画旅行にお申し込み後、実施いただく事項

① 旅券・査証について

ご自身の旅券（パスポート）が今回の旅行に有効かどうか、契約書面等に記載の旅券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な旅券をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかに、ご自身で、取得手続きを行ってください。渡航先が査証（ビザ）が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書をお渡しますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合等の際は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

② 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

③ 海外危険情報・他について

渡航先(国または地域)により、外務省「海外危険情報：十分注意してください。」が発出されている場合は、案内書をお渡ししますのでご確認ください。また、海外危険情報の発出のいかんに関らず、渡航先(国または地域)の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等で、ご自身で確認いただきますようお願いいたします。

旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に「海外危険情報：渡航の是非を検討ください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「渡航の是非を検討ください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、またはコースを変更する場合があります。

- (5) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、ご購入に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手伝いは致しかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認および領収書の受け取りなどを必ず行ってください。なお、ワシントン条約または国内諸法令により日本へお持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延等による乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますがその場合当社では責任を負いません。
- (6) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7) 当社では、旅行契約時にお申し出のあったお名前でお客様が旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を進めてまいります。ご契約でいただいたお名前とパスポート名が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。お客様の責任において正確な名前でご契約いただきます。出発間際に名前の訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更に係わる諸費用を申し受けます。
- (8) 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第13項(1)並びに第15項(1)の責任を負いません。
- (9) 航空会社への受託手荷物が当該航空便にて運搬されず、お手元に届くまでに時間を要する場合があります。その責任は航空会社の運送約款に基づくもので、当社では責任を負いません。
- (10) 契約書面(企画書面(ご旅程表含む)及び本ご旅行条件書)等に定めのない事項は当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。

20. 個人情報の取扱について

当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」という)は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社及び販売店ではキャンペーンのご案内や旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。